

京丹波町長 様

申請者	住所	〒 ー
	氏名	フリガナ 印
	連絡先	電話 ー ー
申請者の区分	1 本人等（本人・同一世帯・同一戸籍） 2 法定代理人（親権者・後見人） 3 代理人	

京丹波町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

登録申請者名 (代表者署名欄)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ フリガナ	生年月日	年 月 日
		性別	男・女
住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
本籍		筆頭者	
連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	電話	ー ー

下の内容で、私は、登録の申請を代表者に委任します。

また、代表者と申請者が異なる場合は、本申請について代表者が申請者に委任することを承諾します。(代表者は、同一世帯又は同一戸籍の者です。)

署名欄	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			性別	男・女
	住所	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ 〒 ー		
	本籍	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ
署名欄	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			性別	男・女
	住所	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ 〒 ー		
	本籍	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ
署名欄	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			性別	男・女
	住所	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ 〒 ー		
	本籍	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ
署名欄	氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			性別	男・女
	住所	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ 〒 ー		
	本籍	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ	筆頭者	<input type="checkbox"/> 代表者と同じ

〈備考〉

- 1 以下の内容をよくお読みください。
- 2 各欄に必要事項を記入し、該当するものに○印をつけてください。
- 3 次の書類を提示し、又は提出してください。
  - (1) あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
  - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
  - (3) あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

※以下の欄には、記入をしないでください。

本人確認等 書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状	受付	
		処理	住基
登録日	年 月 日		戸籍
抹消日	年 月 日	名簿番号	

京丹波町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、京丹波町において、この制度により登録した者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者(国及び地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下に同じ。)に、交付した場合にその事実について通知するものです。

(注) 本人等・・・(住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属するもの  
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に対し、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に京丹波町住民票の写し等第三者交付に係る交付通知書を送付します。ただし、弁護士等による業務上の請求又は申出により交付した場合等、通知の対象とならない場合があります。また、国外に転出した場合は通知の対象となりません。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
  - ・ 住民票の写し等の交付年月日
  - ・ 交付した住民票の写し等の種別及び枚数（通数）
  - ・ 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者等）
 京丹波町個人情報保護条例に基づき、本人から開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、京丹波町個人情報保護条例の範囲内の情報が開示されます。
- 4 登録を希望する人又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）が、自ら手続きできないときは、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録を申し出ることができます。
- 6 郵便等による登録の申込みをするときは、この申請書に必要事項を記入の上、申請者本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本）、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）を同封してください。
- 7 登録を廃止しようとする場合及び転出、転居等により事前登録をした内容に変更が生じた場合は届出が必要です。
- 8 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除された場合、住民票除票等が保存期間経過により廃棄された場合、または変更の届出がないために通知書が返戻された場合は登録を抹消します。